

マレーシア国  
「熱帯早生郷土樹種造林技術現地実証調査」  
計画打合せ調査報告書

平成11年11月

国際協力事業団

## 序 文

国際協力事業団は、開発協力事業の一環として、マレーシアにおいて熱帯早生郷土樹種造林技術現地実証調査を行うこととし、本件調査開始に必要な運営上の補足調査と、実施に関する討議議事録（R / D）及び暫定実施計画（T S I）の署名を行うことを主たる目的として計画打合せ調査団を派遣しました。

本実証調査は、伐採まで長期間（50～100年以上）を要する高品質材の代用として、これまで造林実績の少ない熱帯早生郷土樹種（伐期：15～30年程度）のうち、利用可能な樹種を選抜し、育苗・造林の技術開発・実証することで、本邦民間企業の多くが課題としている天然林伐採禁止、持続的な森林経営等に応える目的で行うものです。

計画打合せ調査団は、農林水産省林野庁計画課の西谷嘉光海外林業協力室長を団長とし、平成11年の10月5日から同月15日の間に、マレーシアの関係者と協議を行いました。

この事業が熱帯林の消失や温暖化等の地球規模での環境問題に寄与するとともに、日マ両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに本調査へのご協力とご支援を頂いた各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成11年11月

国際協力事業団

理事 後藤 洋

# 目 次

## 序 文

調査報告書要約 .....	1
第1章 調査の目的と概要 .....	3
1 - 1 調査の目的 .....	3
1 - 2 調査団員の構成 .....	3
1 - 3 調査の日程 .....	3
1 - 4 主要面談者 .....	4
第2章 熱帯早生郷土樹種造林技術現地実証調査の概要 .....	6
2 - 1 R / D ( 討議議事録 ) 署名に至る経緯 .....	6
2 - 2 R / Dの解釈上の留意点 .....	6
2 - 3 試験計画の概要 .....	8
第3章 プロジェクトの運営及び実施の体制等 .....	9
3 - 1 実施機関の組織及びカウンターパート .....	9
3 - 2 プロジェクトの運営体制 .....	10
3 - 3 国内支援体制 .....	10
3 - 4 プロジェクトの運営及び実施上の留意点 .....	10
3 - 5 その他の留意事項 .....	11
第4章 事業実施にあたっての造林技術上の留意点 .....	13
4 - 1 植栽方法 .....	13
4 - 2 植栽時期 .....	13
4 - 3 その他 .....	13
付属資料	
資料1 討議議事録 ( R / D ) .....	17
資料2 暫定実施計画 ( T S I ) .....	32
資料3 現地実証調査概要 .....	35

## 調査報告書要約

今回の主要な調査団の目的は、討議議事録（R / D）の締結にあった。

当初、日本側としては、フォローアップを含め8年間にわたる「複層林施業技術現地実証調査」を終了し、比較的天然林と近い材質をもち、かつ民間の経済行為として対応可能性のある短・中伐期の郷土樹種等の早生樹種の現地実証調査を行うため、新たなプロジェクトを開始する計画であった。

このため、本年10月31日の現行プロジェクトの終了後、直ちに新規プロジェクトを開始するという考えに基づき、本年5月ごろからマレーシア側と協議を進めてきたところである。ここで、マレーシア経済企画庁（EPU）は、マレーシア側の経済危機から脱出しつつある経済状況のため新たなプロジェクトへの予算対応が困難であること、短期的にマレーシア経済に寄与するプロジェクトを優先したいとの意向であることが判明し、この調整を図ることが必要とされた。

この結果、当初日本側で考えていた活動を新規プロジェクトとせず、現在のプロジェクトの延長である第3フェーズと位置づけて開始せざるを得ないとの判断に至り、これを踏まえてマレーシア側と協議を行った。

この方針による協議により、ようやくR / D案がほぼ整理されてきたことを受け、今回の調査団の派遣に至った。

この調査団が持参したR / D案において、マレーシア側と整理すべき主要点としては、次の3点であった。

プロジェクトのタイトル

長期専門家数及び専門家のカバーする分野

プロジェクト実施期間

については、マレーシア側のフェーズ及びの成果を活用した継続的な取り組みとしてのスタンスが重要であるとの指摘、及び対象樹種を郷土樹種（indigenous species）だけでなく、アカシア類にも興味があることから広く読めるようにしておきたいとの強い希望があり identified in phase and を入れ、郷土樹種（indigenous species）に代えて樹種（tree species）とした。

については、マレーシア側より、苗畑管理については現行プロジェクトにおいて既に責任を譲渡されていることから、苗畑専門家は必要ないとの見解が示されたものの、我が国としては、従来試験していない樹種にも取り組む必要があることから、この分野の専門家が必要であると主張した。そこで、長期専門家としては、チームリーダー、調整員、森林経営、造林1（Planting Experiments）及び造林2（Species Selection and Propagation）の5名を提案し、受け入れられた。

については、双方の協議の結果、プロジェクト期間を3年とするが、2年目の終わりにプロジェクトの見直しを行うという条件をつけること、さらに、フェーズ終了時に継続するか否か

を協議することとした。

これにより、マレーシア側との協議において懸案となっていた問題点が解決され、R / Dを署名するに至った。

今回の調査団の派遣及びR / Dの署名に至るまで、マレーシア側と根気強く協議を続けて頂いた大使館、J I C A事務所、派遣専門家の方々、及び国内の関係者の皆様に改めて御礼申し上げる次第である。